



新規公開特例の見直し

制度調査部

齋藤 純

2005年度税制改正の個別項目

【要約】

2005年度税制改正に関しては、通常国会に改正法案が提出され、年度末の成立を目途に審議が進められている。

2005年度税制改正では、新規公開株式の譲渡益に関して、見直しが行われる予定である。主な改正点は、エンジェル税制における譲渡益を1/2に軽減する特例の適用期限延長、新規公開株式の譲渡益を1/2に軽減する特例の廃止、の2点である。

上記により、2008年以降、新規公開株式(特定中小会社株式を除く)の譲渡益に係る税負担は、一般の上場株式等の譲渡益に係る税負担と同水準となる。

2005年度税制改正については、次の通り、通常国会に改正法案が提出されている。例年通り審議が進めば、3月末にも改正内容が確定する。

所得税法等の一部を改正する法律案(国会提出日:2月4日)¹

地方税法等の一部を改正する法律案(国会提出日:2月8日)²

大綱における主な改正点及び改正が見送られた点としては、以下のような項目がある。

《2005年度与党税制改正のポイント》

- 定率減税の縮減
- タンス株の特定口座への預入れに関する新制度の創設
- 特定口座内の倒産企業株式に係る滅失損のみなし譲渡損化
- 金融先物取引の課税方法の見直し(申告分離課税)
- エンジェル税制の適用期限延長と新規公開特例(1/2課税)の廃止
- 債務免除益に対する課税の特例
- 人材投資(教育訓練)促進税制の創設
- 非居住者・外国法人の投資ファンドを通じた投資による利益に対する課税強化
- 住宅ローン減税等の対象への一定の耐震基準等に適合する中古住宅の追加
- 退職年金等積立金に係る特別法人税の課税凍結の延長
- 大幅な株式分割及びくり直しに伴う印紙税の特例の延長
- 約束手形CPの印紙税に係る軽減措置の廃止

[見送られた項目]

- 金融所得課税の一体化の推進
- 環境税の導入

¹ 財務省のウェブサイト(<http://www.mof.go.jp/houan/162/houan.htm>)で閲覧できる。

² 総務省のウェブサイト(http://www.soumu.go.jp/kyoutsuu/syokan/t_an.html)で閲覧できる。

酒税の抜本の見直し
自動車税の制限税率の引上げ(標準税率の 1.2 倍 1.5 倍)

本稿では、上記の改正項目のうち、エンジェル税制の適用期限延長と新規公開特例(1/2 課税)の廃止を取り上げて解説する。

現行制度

(1)新規公開株式の譲渡益に関する特例

現在の株式譲渡益課税では、上場前に 3 年を超えて所有している株式を、上場日から 1 年以内に譲渡した場合には、譲渡益の 1/2 に課税対象を軽減する特例が設けられている(いわゆる「新規公開特例」。租税特別措置法第 37 条の 10、地方税法附則第 35 条の 2)。

ただし、この新規公開特例は、上場株式等の譲渡益に関する軽減税率(10%)の適用期間中は適用が凍結されている。つまり、2007 年 12 月末までの上場株式等の譲渡には適用されない。

(2)特定中小会社株式の新規公開に伴う譲渡益に関する特例(エンジェル税制)

対象となる株式が特定中小会社の発行する株式に該当するものである場合には、上記(1)とは別に、譲渡益の軽減に関する特例が設けられている。つまり、2005 年 3 月 31 日までに払込みにより取得したベンチャー企業の株式(特定中小会社株式)の譲渡所得等については、所有期間が 3 年超であり、公開後 3 年以内に譲渡した場合などには、その譲渡所得等が 1/2 に軽減される(租税特別措置法第 37 条の 13 の 2、地方税法附則第 35 条の 3)。

特定中小会社株式の譲渡益に係る特例の要件を充たす場合、新規公開特例の要件も同時に充たすことになる。両特例は併用が認められているため、通常であれば、課税対象が譲渡所得等の 1/4 となるところである(さらに、適用される税率は、2007 年末までは 10%)。しかし、上述のように、上場株式等の譲渡益に関する軽減税率の適用期間中は新規公開特例が凍結されるため、特定中小会社株式の上場後 3 年以内の譲渡に関する譲渡益であっても、譲渡益の 1/2 に対して 10%の税率で課税される。

図表 1 譲渡益を 100 とした場合の税負担比較(改正前)

	~ 2002 年 12 月	2003 年 1 月 ~ 2007 年 12 月	2008 年 1 月 ~
	(税率 : 26%)	(税率 : 10%)	(税率 : 20%)
一般の上場株式	26	10	20
新規公開株式	13	10	10
特定中小会社株式	6.5	5	5

2005 年度税制改正での変更点

2005 年度税制改正での変更点は主に 2 つある。

変更の 1 点目は、特定中小会社株式の新規公開に伴う譲渡益に関する特例の適用期限の延長である。現在 2005 年 3 月 31 日までとされている特定中小会社株式の取得時期が、2007 年 3 月 31 日まで、2 年間延長される。

2 点目は、新規公開特例(上記(1))の廃止である。現在凍結中の特例であるが、上場株式等の譲渡益に関する軽減税率の適用が終了する 2008 年以降、適用が復活することとなっていた。これが復活を待たずに廃止されることになるわけである。このため、2008 年以降、新規公開株式(特定中小会社株式を除く)の譲渡益に係る税負担は、一般の上場株式等の譲渡益に係る税負担と同水準となる。

図表 2 新規公開株式等の譲渡益に係る税負担比較(改正案)

	~ 2002 年 12 月	2003 年 1 月 ~ 2007 年 12 月	2008 年 1 月 ~
	(税率 : 26%)	(税率 : 10%)	(税率 : 20%)
一般の上場株式	26	10	20
新規公開株式	13	10	<u>20</u>
特定中小会社株式	6.5	5	<u>10</u>

下線を引いた箇所が変更される部分。